

## 官公庁オークション（インターネット公有財産売却）の流れ

### ① K S I 官公庁オークションのログインID取得

・入札に参加するためには、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「K S I」と略）が運営する官公庁オークションのログインIDの取得してください。



### ② 入札参加の仮申込み

・K S I 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム上で、物件ごとに申込手続きを行ってください。  
・④の入札保証金の納入でクレジットカード払い（以下「オン納付」と略）を選択した場合は、クレジットカード情報を入力いただきます。  
・手続終了後にシステムから仮申込みの完了メールが届きます。



### ③ 入札参加の本申込み

・県のホームページからダウンロードするなどして参加申込書等入手し、所定の内容を記入のうえ、必要書類とともに定められた期間内で県に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）



### ④ 入札保証金の納入（※オン納付の場合は手続きなし）

・入札参加本申込後、県から納入通知書を送付しますので、金融機関で納入してください。



### ⑤ 入札参加申込みの完了

・入札参加申込内容、入札保証金の納入等が確認できた場合、システムより本申込みの完了メールが届きます。



### ⑥ 入札

・K S I 官公庁オークションにログインし、入札価格を登録してください。  
・入札価格の登録は1回限りですので、間違いのないよう入力してください。



### ⑦ 開札

・開札後、システムから入札者全員に入札結果をメール送信します。  
・落札者できなかった方に対しては、入札保証金の返還手続きを開始します。（オン納付については、通常の場合クレジットカードの口座から入札保証金の引落しはありませんので、その場合返還もありません。）  
・落札者の入札保証金は、契約保証金に全額充当します。



### ⑧ 契約

・落札の日から14日以内に譲渡契約を締結します。  
・契約書2通を作成し、県と落札者でそれぞれ1通ずつ保管します。  
・県が保管する契約書には収入印紙を貼付しますが、これは落札者の負担となります。



### ⑨ 売買代金（残金）の支払い

- ・売買代金の残金は、契約締結後24日以内に、県が発行する納入通知書により、金融機関で納入してください。
- ・入札保証金を全額充当した契約保証金は、全額売買代金に充当しますので、契約金額から契約保証金を差し引いた金額が残金となります。



### ⑩ 所有権移転登記

- ・売買代金の残金の納入完了をもって、県から落札者へ所有権が移転します。
- ・納入確認後、県が所有権移転登記手続きを行います。
- ・登記手続きに必要な登録免許税等の費用は落札者の負担となります。



### ⑪ 売却手続きの完了